

鳥取縣知事 規則

則

◆鳥取縣規則第八十九号

市町村傳染病予防費補助規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

昭和二十三年十二月三日
第千九百大十六号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格▲列5

い。

一、四月から九月に至る分は十月三十一日限り（上半

期といふ）

一、十月から翌年二月に至る分は四月十五日限り（下

半期といふ）

この期限までに申請できないときはその事由並びに支
出精算額及び申請書提出予定期日を整えた文書を知事

に提出して承認を受けなければならない。

第三條 前條第二項の承認を受けず期限内に補助申請を
しないものに対しても補助しないことがある。第四條 補助は現品を以て交付することがある。このと
きは金額に換算する。第五條 この規程による事業とはこれに伴う経理状況に
ついて縣監査委員が隨時監査を行うことがある。その第二條 市町村が前條の補助を受けようとするときは別
度予算の都合により遞減することがある。記第一号乃至第六号様式により申請書を次の二期に分
けて所属保健所を経由し知事に申請しなければならな

寄生蟲病予防法施行細則

第十條 寄生虫病の予防又は診療の爲市町村の支出した

費用に対する補助金はその支出精算額（事業に伴う收入又は寄附金等があるときはこれを控除した額）を査定し、その査定額に於ける三分の一とする。但し補助歩合は毎年度予算の都合により遞減することがある。一

会計年度の支出精算額又は査定額が五百円未満のときは補助しないことがある。

第十一條 市町村が前條の補助を受けようとするときは事業執行後別記第三号様式により左の区分に従い所属保健所を經由して知事に申請しなければならない。

一、四月から九月に至る分は十月三十一日限り（上半期）
一、十月から翌年三月に至る分は四月十五日限り（下半期）

期限内に申請できないときは事由及び申請書提出予定期日を具し知事の認可を受けなければならない。

第十二條 前條の認可を受けなければならぬ。
第一項の規定に違反し又は第十條、第十四條の規定に違反したものは過料を科す。

第十三條 補助は相当金額に換算し現品を算て交付する
こととする。

第十四條 この規則による事業又は事項の執行につき監査委員において臨時監査を執行するにあつては、そのときは該監査市町村はこれを拒むことはできない。

第十五條 第四條、第五條、第七條乃至第九條の規定に違反したものは過料を科す。

第十六條 この規則は昭和二十一年九月五日からこれを適用する。

第十七條 この規則施行の日以前の支出に対しては從前の現程を適用する。

第十八條 この規則施行の際現に存する改良便池又は水槽便所にして第七條及び第九條の規定に適合するものはこの規則施行の際その許可があつたものとみなす。

前項の設置者はこの規則施行後二ヶ月以内に第六條、第九條の規定に準じ届出をしなければならない。

第十九條 第五條第一号乃至第三号に該当する者は現在

の便所又は便池を改築又は修繕するまで使用に關し許可を受けたものとみなす。

◇鳥取縣規則第九十一号

昭和十二年十一月縣令第四十九号「トラホーム」予防法施行細則第十五條以下を次のように改める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「トラホーム」予防法施行細則

第十五條 「トラホーム」の予防又は治療のため市町村の支出した費用に対する補助金はその支出精算額（事業に伴う收入又は寄附金等があるときはこれを控除した額）を査定し査定額に対する三分の一とする。但し

補助歩合は毎年度予算の都合により遞減することがある。

る。

第十八條 この規則による事業又は事項の執行につき監査委員において臨時監査を執行することがある。そ

のときは當該市町村はこれを拒むことばでできない。

第十九條 故なく第二條又は第四條の検診を受けず若しくは第十三條の規定に違反し又は第十條、第十四條の命令に従わないものは過料を科する。

この規則は昭和二十二年九月五日からこれを適用する。

この規則施行の日以前に事業の執行を終つたものは從前の規程を適用する。

◇鳥取縣規則第九十二号

狩獵法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

狩獵法施行細則

第一條 狩獵に関する願届等は、總て住所地の鳥取縣獵友会郡支部を經由して、所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第二條 狩獵免狀を受けようとする者は、狩獵法施行規則第五條による願書に、獵兵、獵法、獵銃許可証番号、

種類等を記載し、「等免狀を受けようとする者以外の者は納稅額に關する所轄稅務署長の證明書を添付しなければならない。

第三條 狩獵法第十二條によつて捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵を譲渡若しくは譲受けようとする者は、左の事項を具して所轄町村長に願い出て許可を受けなければならない。

十一、鳥獸又は卵名

一二、數量

一三、譲渡者及び譲受者の住所氏名

一四、譲渡若しくは譲受けける事由

狩獵法施行規則第十一條第三項の規定によつて届け出又は前項の規定によつて譲受けたる鳥獸の数に異動ができたときは、七月以内にその年月日及び事由を所轄市町村長に届け出なければならない。

本條第一項の規定によつて、譲受け又は狩獵法施行規則第十一條第二項の規定により届け出たる卵の孵化による鳥の異動が生じたときは前項の規定により届け出なければならない。

狩獵法施行規則第十一條第三項の規定によつて届け出又は前項の規定によつて譲受けたる鳥獸の数に異動ができたときは、七月以内にその年月日及び事由を所轄市町村長に届け出なければならない。

第七條 この規則は、公布の日からこれを施行する。
第八條 この規則施行前許可を受け現に保護鳥獸を飼養する者は、この規則施行後六拾日以内に、種類、員数を所轄地方事務所長に届け出、保護鳥獸飼養許可証の交付を受けなければならない。
第九條 大正八年八月鳥取縣令第三十七号狩獵法施行手続は、これを廃止する。

第六條 市町村長はこの細則の定めるところによつて許可し又は届け出を受理したときは、その旨所轄地方事務所長に報告しなければならない。
第二号様式に準じなければならない。

附 則

第一号様式
獵区設定認可願
一、獵区の名称 縣 市 郡 町 獵区
二、事務所の位置 縣 市 郡 町 村 大字 番地
三、獵区の区域 縱 市 郡 町 及び何町村の一部
四、獵区の面積 山林 何町 何反 何畝 何步
原野 同
田地 同
畠地 同
池沼 同
計

前記のようないかで狩獵法施行規則第二十五條各号の事項の書類添付して申請する。

年 月 日

住 所 氏 名

(印)

農 林 大 臣 宛

五、獵区存続期間 自 年 月 日

至

六、狩獵法施行規則第一十二條の承認料額 一人一日何円

七、鳥獸の保護繁殖に關する方法

八、獵区内に於ける鳥獸棲息の状況

出なければならない。

第四條 前條第一項の規定によつて譲受けた鳥獸を、飼養する者の住所を異動した場合は七日以内に移轄地の所轄市町村長に届け出なければならない。

第五條 狩獵法施行規則第二十五條による獵区設定認可願並びに獵区の区域及び位置を示す図面は別記第一号、

第二号様式に準じなければならない。

第六條 市町村長はこの細則の定めるところによつて許可し又は届け出を受理したときは、その旨所轄地方事務所長に報告しなければならない。

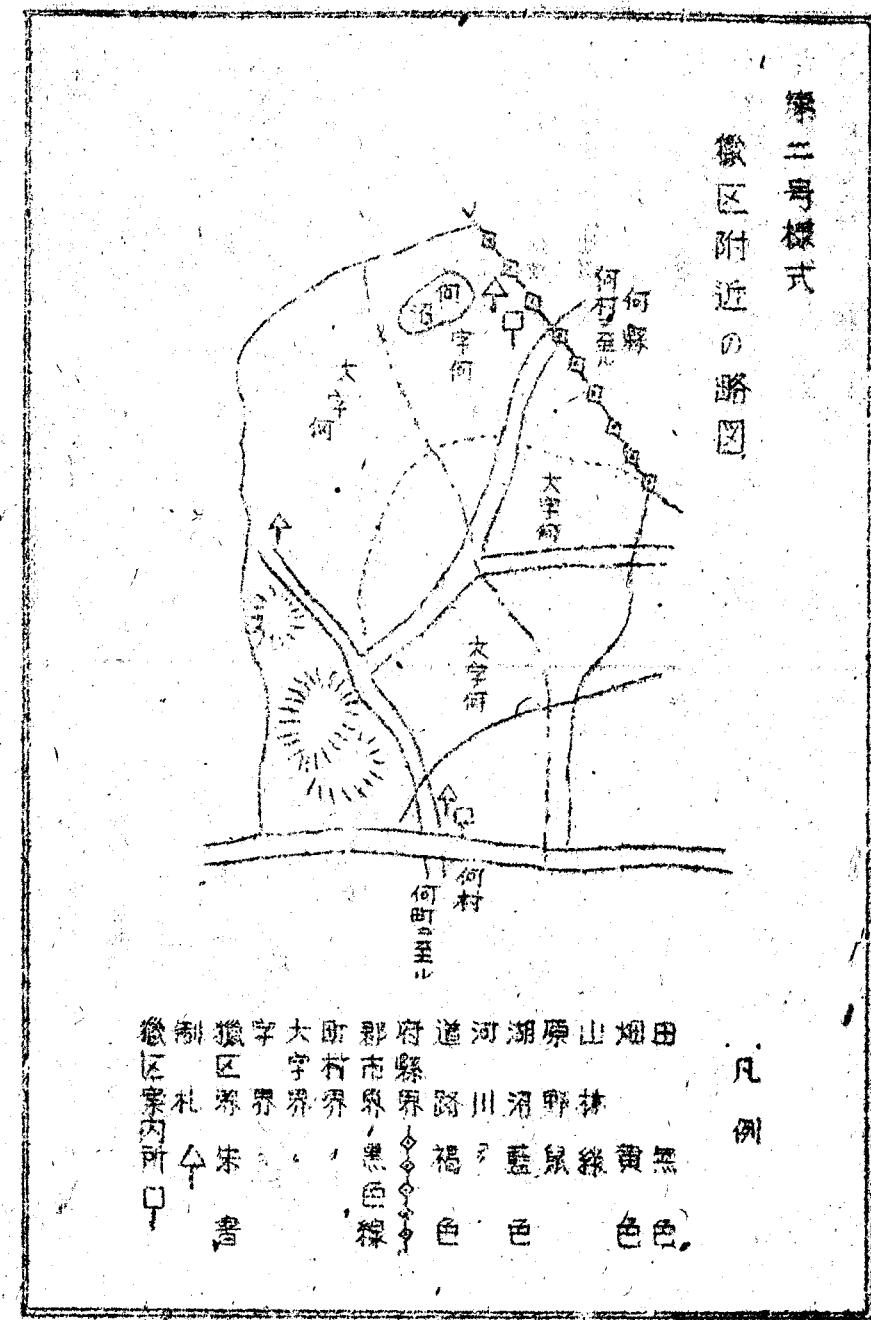
第七條 この規則は、公布の日からこれを施行する。

第八條 この規則施行前許可を受け現に保護鳥獸を飼養する者は、この規則施行後六拾日以内に、種類、員数を所轄地方事務所長に届け出、保護鳥獸飼養許可証の交付を受けなければならない。

第九條 大正八年八月鳥取縣令第三十七号狩獵法施行手續は、これを廃止する。

第三号様式
徵区附近の略図

凡例



00410

00411

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第二十五号

昭和十二年十一月鳥取縣訓令甲第二十号「トラホーム」

予防施行細則取扱手續第十四條及び第八号様式を次のよ

うに改める。法

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「トラホーム」予防施行細則取扱手続

第十四條 市町村長が補助金の交付を受けようとする

ときは、第七号及至第九号様式により三月三十一日まで
の分を翌年四月十五日までに所属保健所を経由して知
事に申請しなければならない。

第八号様式

昭和何年度「トラホーム」予防費計算書

費目	額	予算支出	支出に伴う收支	出補助額	備考
ト ラ ホ ー ム					

第四條 物品取扱主任はその所属に係る供用の物品の出納保管について一切の責に任じ各自使用の物品は各自所に物品取扱主任二名を置く。但、地方事務所は総務課長、公共職業安定所は庶務課長を以つてこれにあつてこれを実行する。

第五條 物品会計官吏に異動があるときは七日以内に帳簿並びに目録を作り、特に命ぜられた検査員立会の土現品と照査受授する。

第六條 分任物品会計官吏及び物品取扱主任に異動がつたときは五日以内に帳簿並びにその保管に係る物品の授受を爲し、帳簿の末尾に年月日及び引繼を了した旨を記載し連署捺印をする。

前項引繼を了したときは後任者は直ちに第一号様式に依る報告書を物品会計官吏に提出する。分任物品会計官吏所屬の物品取扱主任に在つては所屬分任物品会計官吏を経由するものとする。

第七條 物品会計官吏、分任物品会計官吏及び物品取扱主任死亡その他の事故により自ら引繼ができないときは知事の命じたる官吏及び吏員が前條の事務引繼をなすものとする。

第八條 物品の出納は受授の都度記帳するものとする。

第九條 物品の交付を受けようとするときは物品取扱主任は物品会計官吏若くわ分任物品会計官吏に第二号様式

式に依る物品請求書を差し出すものとする。

第十條 物品会計官吏又は分任物品会計官吏前條の請求を受けたるも不当と認めた場合は又は毀損となつた物員を返納しようとするときは、物品取扱主任は第三号様式に依る返納書を添付し物品会計官吏若しくは所屬分任物品会計官吏に差し出すものとし、物品にして完却又は整理の必要ありと認めたときは物品会計官吏又は分任物品会計官吏は知事の決裁を得てこれを処分することができる。

第十二條 物品会計官吏及分任物品会計官吏は左の出納簿を備え物品取扱の都度記入する。

一、物品出納簿 第四号様式
二、消耗品出納簿 第五号様式

第十三條 物品取扱主任は左の帳簿を備え所屬物品の現

在数量を明にする。

一、備品交付簿 第六号様式

二、消耗品交付簿 第七号様式

第十四條 物品の区分整理は別表物品目録を区分表の例によりこれを取扱うものとする。

第十五條 物品取扱主任は郵便切手類の仮渡受領をしたいときは、第八号様式に依り整理し毎月第九号様式の郵便切手精算報告書を調整し、翌月五日限り

物品会計官吏若しくは分任物品会計官吏に差し出するのとする。

第十六條 物品保管の責ある者物品を亡失毀損したときは速かにその品目数量及び事由を具し、所屬分任物品会計官吏又は会計官吏を経て知事に届け出るものとし、物品会計官吏前項の届け出があつたときはその事実を調査し知事の裁決を得て弁償せしむ。

但し故意若しくは怠惰によるものでないと認めた場合はその弁償を免ずることができる。

第十七條 物品会計官吏、分任物品会計官吏は既に交付

した物品と雖も隨時点検監査をする。

第十八條 知事必要ありと認めたときは臨時検査員命じ物品会計官吏、分任物品会計官吏の保管する在庫品、用物品の検査をさせることができる。

第十九條 鳥取縣國費所屬物品の取扱に付いては別に定めある場合を除くの外總て本則に定めるところによる。

第一号様式 (分任物品会計官吏の場合)

物品引繼報告書

轉任官に付当該帳簿記載(又は何々)の通り引繼済に付報告する

年 月 日 分任物品会計管理表 氏名 印

後任分任物品会計官吏

物品会計官吏氏名殿

00416

一金 円 錢也 前月より越高
一金 円 錢也 本月受領高

一金 円 錢也 支拂高
一金 円 錢也 残高

明細書

年月日	発信先	要件種別	数量	金額	備考

告示

示

◆鳥取縣告示第六百十一號

旱害応急施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

旱害応急施設事業補助要項

第一 昭和二十三年の旱害地における旱害応急施設事業（以下單に事業と称す）を施行したものに對しての要項により予算の範囲内において補助金を交付する。但し事業の爲支出の費用で國又は縣から別途補助金又は助成金の交付を受けた場合は交付しない。

第二 補助率は左の標準による。
一、揚水機設置事業費の六割五分以内
二、堀井戸その他施設事業費の六割五分以内

第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に左の書類を添えて提出しなければならぬ
この要項は公布の日からこれを施行する。

◆鳥取縣教育委員会告示第七号
左の件を附議するため十二月十三日定例教育委員会を鳥取市に招集する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣教育委員會委員長

一、昭和二十四年度予算編成に關する件

い。

一、事業の出來形調書

二、事業施行によつて得た利益（別記第二号様式）

三、補助金交付の事業について議決又は同意を要するものはその書類

四、收支精算書（別記第三号様式）

五、共同で事業を行つた場合は代表者を定めこれを証する書類

六、補助金の交付を適當と認めたときは指令を交付する。

七、補助金を請求しようとするものは別記第四号様式の請求書を提出しなければならない。

八、左の各号の一に該当するときは補助金交付の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部又は一部を返

させることがある。

二、第七に違反したとき

三、詐欺の手段をもつて補助金の交付を受けたとき

四、この事項によつて提出する書類はすべて所轄の市町村及び地方事務所を経由しなければならない。

附則

この要項は公布の日からこれを施行する。

第二号様式

旱害応急施設事業補助費

標記の事業を施行致しましたから旱害応急施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願い致します。

す。

昭和 年 月 日

知事宛

住所

氏

名印

工種	受益面積	反當減產
揚水機		
防	石數	総石數
止		

堀井戸
その他の

第三号様式

昭和 年度 (昭和 年月 日より) 支支精算書

收 入

科 目 收 入 額 附 記

支 出 附 記

置事務費
其の他の用水施設事業費)
田に対する十分
の六・五
昭和 年月 日
基く前記の補助金を交付して下さい。

昭和 年月 日

知事 宅所 氏名 印

科 目 支出した事業費額 附 記

支 出

科	目	收 入 額	附	記
支	出			

第四号様式

旱害応急施設事業補助金請求書

一金

昭和二十三年度事業のため支出した金額 (揚水機設

◆鳥取縣告示第六百三号

昭和二十一年十一月十一日厚生省令第三十号医薬品等配給規則第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用するものを左の通り指定する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣行 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第六百三十二号

昭和二十一年十一月十一日厚生省令第三十号医薬品等配給規則第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用するものを左の通り指定する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣行 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00419

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行う町村

一、条例制定の認可年月日

東伯郡上井町

昭和二十三年十二月二十五日

同 小鹿村

同

同 荣村

同

同 赤崎町

同

◆鳥取縣告示第六百十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市勝田町二九七

向山 実

一、建築物の位置

米子市勝田町二九七

一、用途 住宅兼作業場

木造 杉皮葺 平家建 一棟

◆鳥取縣告示第六百十五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名

米子市勝田町二九七

向山 実

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

昭和二十三年十二月三日

一、建築主の住所氏名　名米子市兩三柳三四五七番地

繩田茂

米子市兩三柳三四五七番地

一、建築物の位置

米子市兩三柳三四五七番地
養蚕室及び炊事場

一、同構造　木造　瓦葺　平家建　一棟

一、同規模　建築面積　二五、七四平方米

突庄する部分　二五、七四平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ないと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けだる者も前各号に定めた

る事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第六百六十六號

微量需要者用指定生産資材取扱規則（昭和二十三年農林商工省令第三号）に基いて、鳥取縣微量需要者用木材配給要綱を次のように定め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事　西尾・愛治

鳥取縣微量需要者用木材配給要綱

第一　本縣の微量需要者用木材の配給については、昭和二十三年農林省令第三号微量需要者用指定生産資材取扱規則（以下規則という。）によるの外、この要綱の定めるところによる。但し別に定めのあるものについては、この限りではない。

第二　微量需要者用木材を販売しようとする者（以下販売業者といふ。）は、割当期間の十日前までに、微量需要者用木材割当申請書を所轄地方事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

- 第三　知事は、微量需要者用木材の割当を受けた数量の範圍内において、これを各地方事務所別に細分し、当該地区内の販売業者に割当を行い、且つ販売業者割当証明書を所轄地方事務所を経由し、当該販売業者に交付する。
- 第四　規則第二條第三号の規定による抽せん又は輪番制の実施については、知事の指示に基いて、当該地方事務所長がこれを行い、割当を受ける者の名簿を遅滞なく知事に提出するものとする。
- 第五　規則第三條第五号の標識は、微量需要者用木材の販売開始と共に、これを店頭の見易い場所へ掲示し、販売終了と共に取り除かなければならない。
- 第六　販売業者は、割当期間終了後十日以内に当該割当期における販売実績を所轄地方事務所を経由し、知事に報告しなければならない。
- 第七　微量需要者用木材を自ら生産して販売する販売業者においても規則第三條第六号（一）の規定によらなければならぬ。但し、價格の記載は、これを省略

- することができる。
- 第八　第三の申請書、第六の標識、第七の報告書及び規則第三條第六号の帳簿の様式は、附表による。
- 附　表
- 一、第三の申請書
- 二、微量需要者用木材割当申請書
- 一、割当期　何年度何四半期
- 二、割当要量
- 三、前々四半期の販売実績
- 四、申請時の在荷量
〔素材
製材〕
- 右割当を受けたいから申請いたします
- 年　月　日
- 住　所
- 氏　名　印
- 注意
- 一、販売実績は、微量需要者用木材の販売実績を記載すること。

微

00431

澤田四一三 田 湯谷口 二〇五
同 四二三 同 藤ヶ森 ○一五
湯谷口四二四 同 沢田 二〇〇

鳥取市 米子市 境町
一、指定地域

東伯郡社村黒見第三耕地整理組合の換地処分について
昭和二十三年十二月一日認可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第六百十八号

東伯郡社村黒見第三耕地整理組合の換地処分について
は昭和二十三年十二月一日認可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第六百十九号

住宅緊急措置法令施行規則（昭和二十年閣令五十八号）
第十九條第一項第二号の規定により左の地域を指定する

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治
知事の定むる（鳥取市、米子市、境町）地域以外の町村
に於ては居室の疊数の合計が三十を越ゆる住宅にして其
の居室の疊数の合計を居住者の数を以つて除したもの
が（一人当り疊数）七を越ゆるもの

◇鳥取縣告示第六百二十一号

食糧管理法施行令第六條但書及び規則第二十一條但書の
規定により昭和二十三年產屑米等壳渡要綱を次のように

◇鳥取縣告示第六百二十号

定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十三年產屑米等壳渡要綱

一、屑米、碎米又はしいな（以下屑米等と総称する）を

政府以外の者に壳渡す場合の取扱はこの要綱に定める
ところによる。

二、屑米等の壳渡しは昭和二十三年產米供出割当数量を
完納した者につきこれを認める。

三、屑米等の買受けは縣内に居住し食料、飼料その他縣
に於て特に必要と認める用途に供する者につきこれを
認める。

四、主要食糧指定集荷業者以外の者は屑米等を斡旋して
はならない。

五、屑米等を輸送しようとする者は別紙様式による輸送
許可申請書を知事に提出し許可を受けなければならぬ

六、屑米等を壳渡し又は買受けするもの若しくはこれを
い。

- 一、種別
- 二、輸送期間
- 三、輸送区間
- 四、輸送数量
- 五、用途
- 六、壳渡人
- 七、買受人

右昭和二十三年產屑米等壳渡要綱により許可せられ度く
申請します。

許可申請書を知事に提出し許可を受けなければならぬ

知事宛

申請人 住所 氏名

年月日

00430

◇鳥取縣告示第六百十八号

東伯郡社村黒見第三耕地整理組合の換地処分について
昭和二十三年十二月一日認可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第六百二十一号

総理令第三十九号住宅緊急措置令施行規則の一部改正
に基き鳥取縣告示第六百二十号で指定した市町を除くそ
の他の町村については住宅緊急措置令施行規則第十九條
第一項第二号により次のよう定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第六百二十二号

食糧管理法施行令第六條但書及び規則第二十一條但書の
規定により昭和二十三年產屑米等壳渡要綱を次のように

◇鳥取縣告示第六百二十号

斡旋する者は当該品が食糧検査規格に照し、もみ玄米
又は精米でないことを確認すると共に統制額に違反し
ないよう留意しなければならない。

七、この要綱は公示の日から昭和二十四年六月三十日ま
でその効力を有するものとする。

屑米等輸送許可申請書

右亮渡人は供出割当数量を完納したことを証明する。

年 月 日

昭和二十三年十二月三日

市町村長 氏 名印

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

備考 昭和二十三年産米供出完納市町村に限り市町村長の奥書き証明は必要としない。

◇鳥取縣告示第六百二十三号

度量衡法施行令第十四條により米子市において度量衡器計量器第一種取締を左の通り執行する。
但し日別、検査区域及び器物提出場所は米子市長の告示による。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

検査執行期間 時 刻 執行区域
自昭和二十三年十二月五日 自午前九時 米子市
至 同 同 月十六日 至午後三時 以上

◆鳥取縣告示第六百二十四号

事業税及び特別所得稅審査委員会規程を次のように定め

第六條 委員の任期は二年とする。

委員中に缺員を生じたゝめ補充した委員の任期はその前任者の残任期間とする。

第七條 委員会は地方事務所長がこれを招集する。

第八條 委員長は会務を総理し會議の議長となる。

委員長事故あるときはその代理者を委員会において互選する。

第九條 委員会は半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない。

第十條 委員会に幹事及び書記若干名を置き地方事務所長がこれを命ずる。

幹事及び書記は委員長の指揮をうけて会務を処理する。附、則

この規程は公布の日からこれを施行する。
昭和二十二年七月縣告示第三百二十四号はこれを廃止する。

◆鳥取縣告示第六百二十一号

健康保険法、船員保険法に基く保険医及び保険薬剤師を

科名	名 称	診	療	所 在 地	保 險 医 (藥)	剤 師	氏 名	指定年月日
泌外、皮 外、尿	松 本	同	鳥取市東品治町五 ノ二	松 本	正威	昭和二十一 年八月一日		
内	須 山	同	米子市東町五五	須 山	秋 子			
全	井 崎	同	岩美郡岩井町岩井 八〇四	井 崎	太 郎			
内、小	鶴 田	同	東伯郡大伊村殿 字福山	岡 田	孝 子			
产 婦	安 梅	同	東伯郡上小鶴村大 字良五五六	井 崎	太 郎			
眼	田 中	医 院	同倉吉町魚町	田 中仁	司 旗	同		
产 婦	萬 塚	同	同仲之町	高 塚	勇 同			
外、内	川 本	診 療 所	同下郷村大字鋤 字福山	川 本	薰 同			

第一條 各地方事務所に郡市毎の第一種事業税審査委員会、第二種事業税審査委員会及び特別所得稅審査委員會(以下單に委員会といふ)を置く。

第二條 委員会は事業税並びに特別所得稅の課稅標準である所得の決定について地方事務所長(昭和十九年五月鳥取縣令第三十六号によつて縣稅賦課徵收事務を委任された地方事務所長たる事務吏員を含む)の諮問に応するものとする。

第三條 委員会は委員長及び委員若干名をもつてこれを組織する。

第四條 委員は市町村長、事業又は業務の經營者その他學識経験を有するものゝ中から知事がこれを委嘱する。

第五條 各委員会の委員長は夫々委員会において互選する。

内、外井沢 同 西伯郡余子村大字
竹内一二一ノ二 井沢 清 同

内、小三宅 同 同外江町二五二三宅俊一郎 同

内 所子診療所 同所子村字中高 音田 周一 同

外 佐野 医院 同境町朝日町一一 稲賀 幸 同

皮 城 富谷 藥局 東伯郡倉吉町大字
河原町一九〇四 富谷 義郎 同

勢 三九 佐野 医院 同浦安町大字下伊城 秀雄 同

一建築線間の距離 四、〇米
二左記図面の通り

◆鳥取縣告示第六百二十六号

市街地建築物第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一申請人の住所氏名 鳥取市材木町六七番地

花 房 由 次 郎

一指定の場所 鳥取市魚町尻二番地ノ一、二、三

一建築線の延長 四一、八米

一、圖面(省略)

00435.

◆鳥取縣告示第六百二十七号

助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年十一月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡石見村大字中石見一〇四ノ一番地
現住所及び開業地 米子市茶町七一一番地

昭和二十三年十一月二十日第一三二二号

安 達 い も よ

大正十一年五月十一日生

◆鳥取縣告示第六百二十八号

助產婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十三年十一月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上道村五六〇番地

現住所及び開業地 同六七九番地

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上道村五六〇番地

現住所及び開業地 米子市富士見町五五番地

昭和二十三年十一月二十日愛媛縣へ轉出により昭和

二十三年十一月二十日取り消

産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年十一月三

十日訂正 井 上 芳 鮎

明治三十四年十一月二十四日生

◆鳥取縣告示第六百二十九号

助產婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十三年十一月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡津村大字霞津一〇四九番地
住 所 同渡村第五区二三九七ノ一一番地

昭和二十三年十月二十日愛媛縣へ轉出により昭和

二十三年十一月二十日取り消

足 立 サ キ 子 明治四十三年十一月六日生